

36 幸手市

建 設 工 事	査 測 量	設 計 調 理	土 木 施 工	書 類 名	摘 要
				1 委任状・使用印鑑届(様式C-6)	
				2 市税の完納証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・幸手市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある業者又は市内個人事業者が対象 ・幸手市が発行したもので、申請日前3か月以内の証明のもの ・新型コロナウイルス感染症等の影響等により納税の猶予制度の適用を受けている場合は、「直近1年分の納税証明書」の写し及び「徴収(換償)の猶予通知書」の写しを併せて添付してください。
	-	-		3 経営事項審査の総合評価値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの(総合評価値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
				4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
				5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。

電子申請により收受印が無い場合には、別冊2(共通書類のページ)の注釈 1をご参照ください。

【幸手市提出書類】の問合せ先

幸手市 総務部 契約管財課 契約検査管財担当

TEL : 0480-43-1111(代表)

FAX : 0480-43-3783